

院内掲示の定められた手術件数(令和7年)

【医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の施設基準】

※当院で実施された全ての手術件数ではありません。

院内掲示を行う手術件数

※手術の件数は1年間(1月1日から12月31日)の件数

・区分1に分類される手術

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	20
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術等	0

・区分2に分類される手術

		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	29
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	7
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術

		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母子化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

手術の件数

・区分4に分類される手術(歯科以外) ※胸腔鏡・腹腔鏡による手術(一部の手術除く)	176
---	-----

・その他の区分に分類される手術

		手術の件数
ア	人工関節置換術	58
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	38
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの を含む。)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	25
	・急性心筋梗塞に対するもの	1
	・不安定狭心症に対するもの	6
	・その他のもの	18
	経皮的冠動脈粥腫切除等	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	49
	・急性心筋梗塞に対するもの	8
	・不安定狭心症に対するもの	7
	・その他のもの	34